

第2期中期目標期間
(平成22～27年度)
自己点検・評価報告書

平成28年3月
内部監査室

目 次

- I 中期目標期間の実績概要
- II 特記事項
- III 次期中期目標期間に向けた課題等

I 中期目標期間の実績概要

1. 組織の特徴

(1) 目的

内部監査室は、内部監査を実施することにより、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）における経理及び一般業務が関係法令等に則って遂行されていることを確認し、もって円滑な大学運営に資することを目的とする。

(2) 特徴

内部監査室は、学長直下に設置された独立した組織である。

(3) 組織

1) 室長

内部監査室に室長を置き、学長が指名する理事・副学長をもって充てる。

2) 室員

内部監査室に室員を置き、監査事務室の職員（非常勤を除く。）及び学長が指名する者をもって充てる。

3) 補助担当者

必要に応じて、大学の職員は、補助担当者として内部監査を実施することができる。

補助担当者は、室長の推薦に基づき学長が任命し、その任期は、任命された年度の末日までとする。

2. 実績の概要

(1) 定期監査

- ・定期監査は、以下の事項について実施する。
 - 1) 会計経理に関すること
 - 2) 人事給与に関すること
 - 3) 大学の組織運営及び業務運営に関すること
- ・定期監査は、室長が各事業年度における監査計画を策定し、あらかじめ学長の承認を得た上で実施する。
- ・定期監査の結果は、学長及び被監査部署に報告する。また、部局長等会議においても報告を行い、他部署においても同様の指摘を受けることがないように、周知徹底をする。
- ・平成22年度及び平成23年度の内部監査は、会計系の職員を30名程度、内部監査のための発令をし、主に9月頃2週間程度集中的に実施し、部局長等会議には、翌年の4月に結果を周知していた。平成23年7月に事務局に監査担当者を1名置き、監査事務室の立ち上げに向けた法整備等の準備を進め、平成24年4月に監査事務室が発足した。

監査事務室に専任の職員3名を配置し、監査事務室が活動を開始したことにより、平成24年7月には、平成24年度第一四半期の監査結果を部局長等会議に報告し、以降、四半期ごとに報告するようになった。このことにより、指摘事項の周知も部局内で定期的に行われるようになり、速やかに周知されるようになった。また、四半期報告では、部局名と指摘事項がセットで公表されるため、部局でも一段と再発防止に努めるようになった。

(2) 臨時監査

- ・臨時監査は、学長が必要と認めるときに、室長に命じて実施する。
- ・臨時監査の結果は、学長及び被監査部署に報告する。

Ⅱ 特記事項

1. 優れた点

(1) 定期監査における指摘事項件数の減少

毎年度、定期監査を実施し、監査結果を部局長等会議等で広く周知徹底することで、監査対象1課題当たりの指摘件数は、平成24年度は約1.2件、25年度は約1.1件、26年度は約0.7件、27年度は約0.6件となり、指摘事項割合が減少傾向を示すようになった。

(2) 業務監査における部局長へのヒアリング

定期監査の一環として、大学の組織運営及び業務運営に関して監査することを目的とした業務監査を実施しており、その方法として、室長自ら学内の多くの部局を訪問し、部局長と直接面談し、ヒアリングを行っている。これにより、各部局が抱える組織運営及び業務運営に関する問題点等を正確に把握できるようになり、また、その内容について、速やかに大学の組織運営及び業務運営に反映させることが可能となった。

(3) 教育研究資金適正管理室との情報・意見交換

平成27年3月に策定された「教育研究資金不正防止計画」の実施状況について、平成27年度に新設された教育研究資金適正管理室が各部局の実施状況を把握するようになったことを受け、教育研究資金適正管理室との間で情報及び意見交換会を行い、問題意識の共有化を図った。

2. 特色ある点

(1) 業務監査での定期監査指摘事項のフォローアップ

業務監査において、前年度の指摘事項の再発防止策の取り組み状況や他部局の指摘事項の部局内への周知を確認するなどのフォローアップを行っている。

(2) 監査内容の強化

平成26年度の途中から内部監査室の室員が1名増員されたことにより、平成27年度からの通常監査については、内定、交付または委託されている研究課題数の概ね15%以上を抽出することとし、平成26年度までの10%から、大幅に対象課題数を増加させた。また、抽出条件を設定しない抜き打ち監査も実施した。さらに、文部科学省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参考に、発注簿監査、特殊役務監査を初めて実施した。これらの結果、前年度に比べて監査内容全体の強化が図られた。

Ⅲ 次期中期目標期間に向けた課題等

(1) 教員に対する規則等の周知徹底

教員に対しては、新任教員研修や部局主催の研修、研究に携わる者及び研究費の運営管理に係わる者を対象とした「教職員向け研修会」など様々な機会を設けて、規則等の周知徹底を図っている。しかし、研修会で配布される資料は膨大な量であり、また覚えることが多く、法令遵守の意識はあるものの、教員が細部に亘って理解するには時間を要するものと推察される。さらに、教育・研究に係る業務負担もあり、多忙であることからこのような時間を十分確保することができないことから、意識せずミスをしてしまう事例がしばしば見受けられる状況にある。

現在、定期監査等の際に係る教職員に対してヒアリングを実施し、どのような状況下においてミスが発生したのかについての検証を行っているが、ミスの原因を解消すべく、今後も教員と十分なコミュニケーションをとっていくことが重要と考える。

(2) 定期監査で指摘を受けた教員へのフォローアップ

会計経理関係の定期監査において指摘事項が多かった教員に対し、牽制効果を狙い、そのときの指摘だけで終わること無くフォローアップしていくことが重要と考え、翌年度以降についても監査対象としていく予定である。

(3) 教育研究資金適正管理室との連携強化

平成 27 年度は教育研究資金適正管理室が設置されて間もなかったため、情報・問題意識共有のための意見交換会については 1 回しか開催できなかったが、情報・問題意識が共有できたことは大きな成果である。これを受け、平成 28 年度からは、定期監査を始める前にも意見交換の場を設けるなど、年度中に複数回の意見交換を重ね、教育研究資金適正管理室との連携を強化していく予定である。